

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十九日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和二年五月二十九日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。